

一般競争入札の実施に係る入札参加申請について

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告する。

令和7年7月4日

精華町長 杉浦 正省

記

1. 調達内容

- (1) 件 名 精華町公用車（軽ダンプ）賃貸借業務（令和7年度）
- (2) 納入場所 精華町役場庁舎
- (3) 業務概要 公用車の賃貸借契約（公用車1台分の賃貸借）
- (4) 賃貸借車両の仕様等 「仕様書」のとおり
- (5) 賃貸借期間 令和8年3月1日から令和14年2月29日

2. 入札参加資格要件等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7・8年度精華町物品役務の競争入札参加資格審査申請書が提出され、その資格を有すること。
- (3) 京都府内に本店若しくは支店、営業所等を有していること。
- (4) 故障や点検の際に迅速に対応する必要があることから、修繕及び車検整備等について本町内業者で行うことに努めること。
- (5) 精華町暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第4号に掲げる暴力団員等でないこと。
- (6) 本一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は京都府の指名停止措置を受けていないこと。なお、指名停止措置に至ったときは、必ず申し出ること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (9) 本公告に示した仕様等を満たす物品を納入できることが認められる者であること。

3. 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード又は下記により交付します。

ア. 交付期間 令和7年7月4日(金)から令和7年7月14日(月)まで
(午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。)

イ. 交付場所 精華町役場事業部建設課

ウ. 入手費用無料

(2) 入札参加申請書等の作成

作成説明会は実施しません。

(3) 入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和7年7月14日(月)及び15日(火)の2日間

(午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。)

イ. 受付場所 精華町役場事業部建設課

ウ. 提出書類

①一般競争入札参加申請書

②令和7・8年度物品役務に係る競争入札参加資格審査申請受付票の写し

③入札参加申請書受付票

④入札予定の車両のスペックがわかるカタログ等

エ. 提出部数提出書類①②③④ 各1部

オ. その他入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けません。

4. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1) 入札方法

本物品の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行します。

(2) 入札予定日時

令和7年7月31日(木) 午後3時30分から

(3) 入札場所

精華町役場3階入札室

(4) 入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格 無

エ. 入札及び契約等の事務取扱いについては、本町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。

オ. 入札の辞退入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により建設課へ届けること。

カ. 入札会への参加代理人による入札は、委任状を提出すること。入札会への入場は1業者1名とする。

キ. 落札の決定落札の決定は、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者とする。

- ク. 関係法令等の遵守本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。
- ケ. 入札書の形式は、建設課指定の様式又はそれに準じた様式とすること。
- コ. 入札書に記載する金額は、仕様書に基づき賃貸借料72か月分の総額及びその内訳を提示すること（消費税及び地方消費税は含まない。）。
- サ. 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- シ. 入札金額の積算根拠を明確にするため、入札執行時に「本業務内訳書」の提出を求める場合がある。なお、落札者については、入札執行後前述の内訳書の提出を求める。

(5) 入札及び仕様等に対する質問

次に従い、「質問書」（任意様式）の提出により行うものとする。

ア. 提出期限 令和7年7月25日（金）午後3時

受付は提出期限までの平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く。）とする。

提出は直接持参すること。（ファクシミリ、メール、郵送等での受付は致しません。）

イ. 提出場所 精華町役場事業部建設課管理係

ウ. 質問に対する回答は「質問回答書」をファクシミリにより返信することとする。

回答日 令和7年7月29日（火）

(6) 入札の無効及び失格に関する事項

ア. 入札に参加する資格のない者

イ. 同一にして、同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

ウ. 入札に関し、連合等の不正行為をなした者

エ. 入札金額と見積もった額（総額）に誤りがあるもの

オ. 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

カ. 入札関係職員の指示に従わない者等、入札場の秩序を乱した者

キ. その他、入札条件に違反した者

5. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から契約締結日までの期間において、精華町若しくは京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとします。

6. その他

- (1) 仕様書等については、公告の日から精華町役場事業部建設課にて閲覧できる。
- (2) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有することにつながるものではない。
- (3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該業務の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置等を行うことがある。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 入札参加者が一社のみの場合は、入札を取りやめる。

(問合せ先)

精華町役場事業部建設課管理係 (TEL 0774-95-1901)